

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況

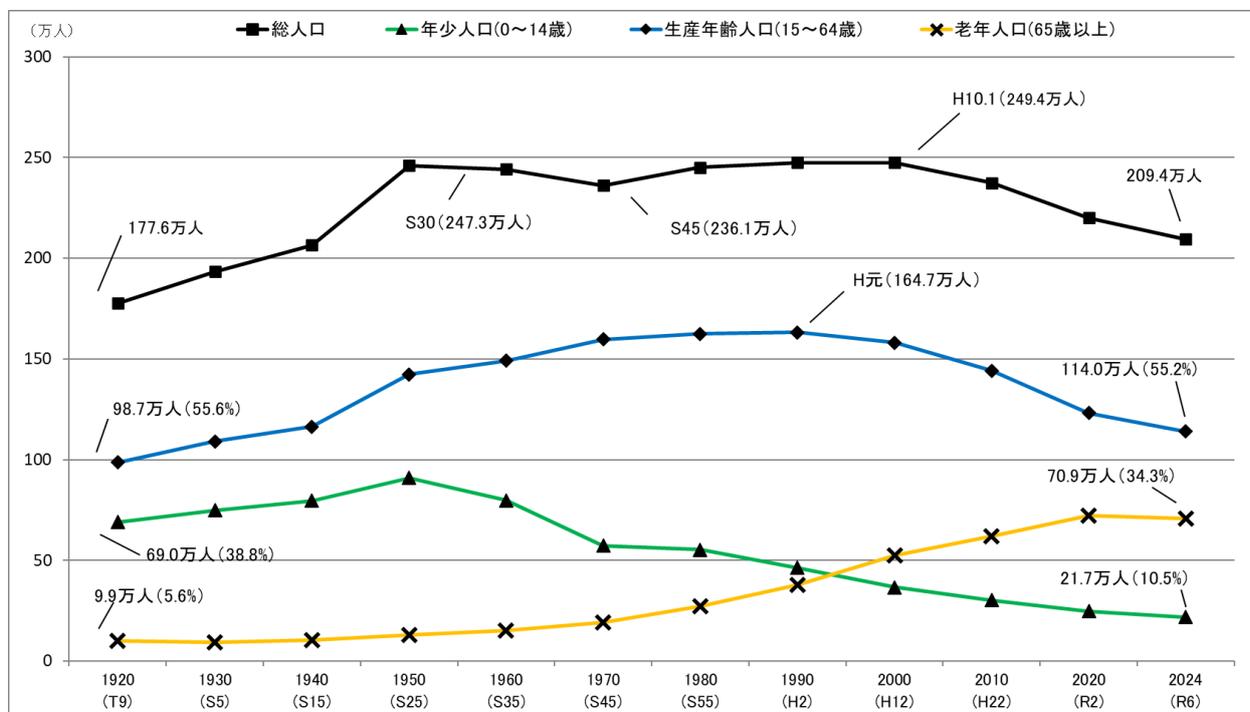
### 1 人口減少・少子高齢化の進行

本県では、出生数の減少等による自然減の拡大と、若者を中心に進学や就職を理由とした県外への転出超過により、全国を上回るペースで人口減少が進んでいます。

平成10年1月の249.4万人をピークに減少が続き、令和6年には209.4万人となっています。

また、令和6年の出生数は9,941人と、13年連続で過去最少となっており、合計特殊出生率も過去最低の1.14となっています。

図1 新潟県の総人口、年齢3区分人口の推移



出典：総務省「国勢調査」「人口推計」、新潟県「新潟県の人口移動（月報）」を基に県作成

※年齢3区分人口には、年齢不明を含まないため、年齢3区分人口の和は総人口に一致しない。割合は、分母から年齢不明を除いて算出

表1 合計特殊出生率と出生数の推移

		1980 (S55)	1990 (H2)	2000 (H12)	2010 (H22)	2020 (R2)	2024 (R6)
新潟県	出生数(人)	32,812	24,061	21,866	18,083	12,981	9,941
	合計特殊出生率	1.88	1.69	1.51	1.43	1.33	1.14
全国	合計特殊出生率	1.75	1.54	1.36	1.39	1.33	1.15

※出典：厚生労働省「人口動態統計」を基に県作成

## 2 世帯構造の変化

### (1) 世帯規模の縮小

人口が減少している一方で、本県の世帯数は一貫して増加しており、令和2年時点で864,750世帯となっています。

世帯の種類別では、総世帯数から施設等の世帯を除いた「一般世帯」が862,796世帯(世帯人員2,141,206人)、施設等の世帯が1,954世帯となっています。

「一般世帯」の1世帯当たりの人員は2.48人で、全国6位となっています。前回調査(2.65人)より0.17人減少しており、世帯規模の縮小が続いています。

**表2 総世帯数、一般世帯数、一般世帯人員、一般世帯の1世帯当たり人員、施設等の世帯数及び施設等の世帯人員の推移**

年次		総世帯		一般世帯		施設等の世帯	
		世帯数 (世帯)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	1世帯当たり 人員(人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)
実数	平成 2年	707,779	705,002	2,443,342	3.47	1,150	29,406
	7年	757,341	755,510	2,456,402	3.25	1,315	31,359
	12年	795,868	791,880	2,434,458	3.07	1,554	38,507
	17年	819,552	812,726	2,379,570	2.93	1,876	46,340
	22年	839,039	837,387	2,322,872	2.77	1,652	51,578
	27年	848,150	846,485	2,246,239	2.65	1,665	58,025
	令和 2年	864,750	862,796	2,141,206	2.48	1,954	60,066
増減数	平成 2年～ 7年	49,562	50,508	13,060	△ 0.21	165	1,953
	7年～ 12年	38,527	36,370	△ 21,944	△ 0.18	239	7,148
	12年～ 17年	23,684	20,846	△ 54,888	△ 0.15	322	7,833
	17年～ 22年	19,487	24,661	△ 56,698	△ 0.15	△ 224	5,238
	22年～ 27年	9,111	9,098	△ 76,633	△ 0.12	13	6,447
	平成 27年～ 令和 2年	16,600	16,311	△ 105,033	△ 0.17	289	2,041
増減率 (%)	平成 2年～ 7年	7.0	7.2	0.5	△ 6.2	14.3	6.6
	7年～ 12年	5.1	4.8	△ 0.9	△ 5.4	18.2	22.8
	12年～ 17年	3.0	2.6	△ 2.3	△ 4.8	20.7	20.3
	17年～ 22年	2.4	3.0	△ 2.4	△ 5.3	△ 11.9	11.3
	22年～ 27年	1.1	1.1	△ 3.3	△ 4.3	0.8	12.5
	平成 27年～ 令和 2年	2.0	1.9	△ 4.7	△ 6.5	17.4	3.5

出典：総務省「国勢調査」

### (2) 世帯の家族類型の変化

「核家族世帯」や「単独世帯」は増加傾向にあります。また、令和2年時点で65歳以上の世帯員がいる一般世帯は443,774世帯で、一般世帯総数(862,796世帯)に占める割合は51.4%と上昇傾向にあります(表3)。

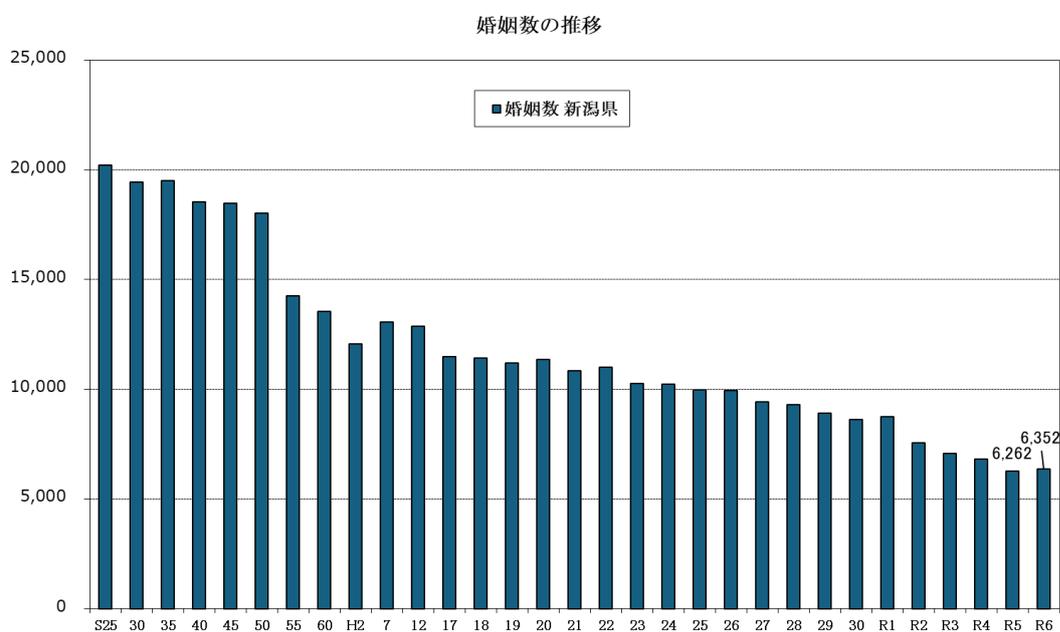
また、県内の令和5年の婚姻数は6,262組でしたが、令和6年の婚姻数は前年より90組増加し6,352組となり、一時的に下げ止まったものの、依然として減少傾向にあります(図2)。

表3 一般世帯の家族類型別世帯数

世帯の家族類型	令和2年		65歳以上世帯員のいる世帯	平成27年		65歳以上世帯員のいる世帯	増減率・割合の差		65歳以上世帯員のいる世帯
	世帯	割合%		世帯	世帯		割合%	世帯	
一般世帯	862,796	100.0	443,774	846,485	100.0	430,034	1.9	—	3.2
単独世帯	266,182	30.9	98,746	233,617	27.6	82,333	13.9	3.3	19.9
核家族世帯	459,787	53.3	223,973	448,286	53.0	203,424	2.6	0.3	10.1
夫婦のみの世帯	169,203	19.6	110,065	158,577	18.7	99,292	6.7	0.9	10.8
夫婦と子供から成る世帯	207,861	24.1	61,837	210,918	24.9	57,749	△ 1.4	△ 0.8	7.1
ひとり親と子供から成る世帯	82,723	9.6	52,071	78,791	9.3	46,383	5.0	0.3	12.3
その他の世帯	135,922	15.8	121,055	163,963	19.4	144,277	△ 17.1	△ 3.6	△ 16.1

出典：総務省「国勢調査」

図2 婚姻数の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」

### 3 支援を要する方々の状況

#### (1) 要支援者の状況（高齢者、障害者、児童、生活保護世帯）

高齢者に関する状況では、要介護4及び要介護5の重度の認定者数は、令和6年度には31,483人となり、75歳以上人口の増加に伴い今後増加することが見込まれます（図3）。

また、認知症高齢者数(推計)は令和7年では93,000人ですが、令和17年には104,600人に増加し、令和32年には99,400人になると予測されています（図4）。

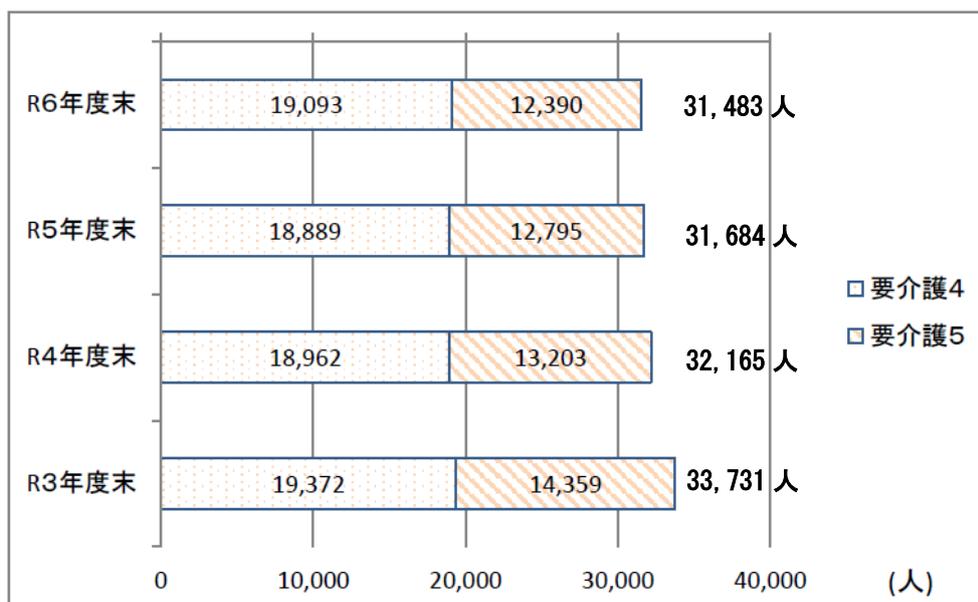
障害者に関する状況では、身体障害者は令和6年には84,065人で減少傾向、知的障害者は令和6年には21,771人で増加傾向、精神障害者は令和5年度には32,887人で横ばい傾向にあります（図5、6、7）。

高齢者、障害者、児童の虐待件数はいずれにおいても概ね増加傾向にあります（図8-1、8-2、9、10）。

児童に関する状況では、要保護児童者数等の推移において、「里親＋ファミリーホームの委託児童数」は令和5年度末で県内156人、「児童養護施設＋乳児院の入所児童数」は令和5年度末で県内175人となっています（図11）。

生活保護世帯に関する状況では、令和2年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活困窮者からの相談件数が一時急増しましたが、生活保護の被保護世帯数は微増にとどまっています（図12）。

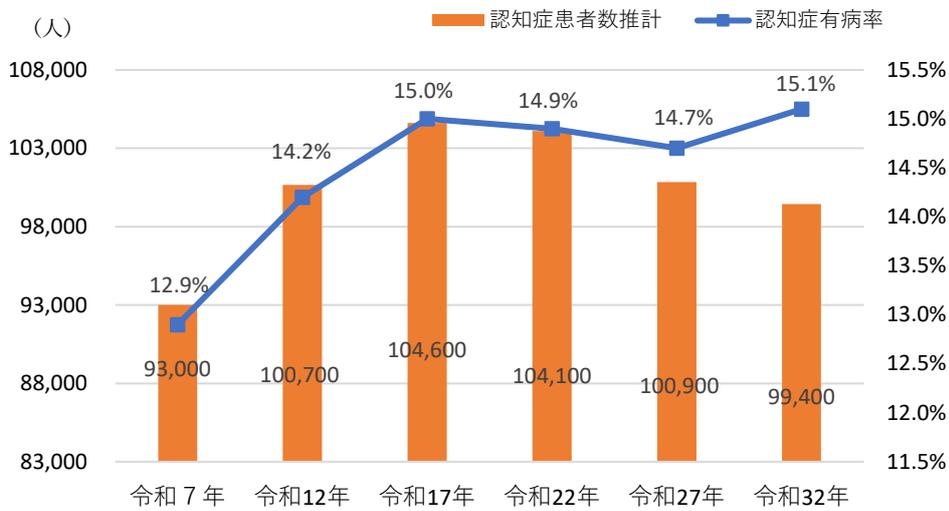
図3 要介護4及び要介護5の認定者数



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報」

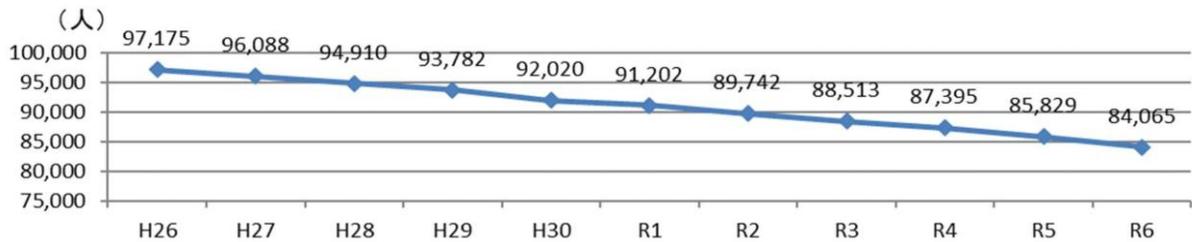
図4 認知症高齢者数の推移

新潟県の65歳以上高齢者における認知症者数の推計



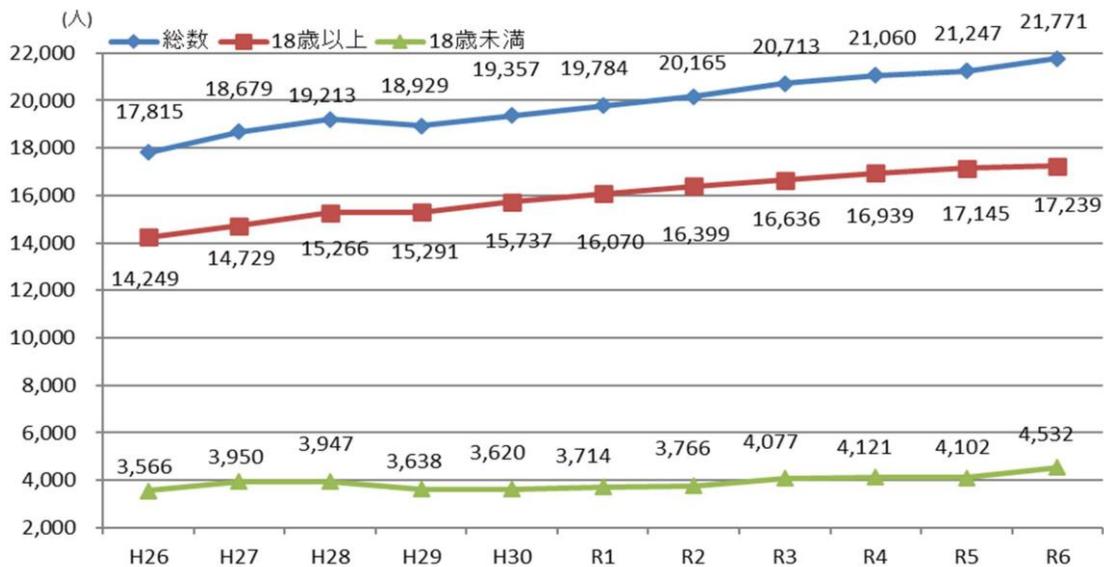
出典：県高齢福祉保健課資料

図5 身体障害者数の推移



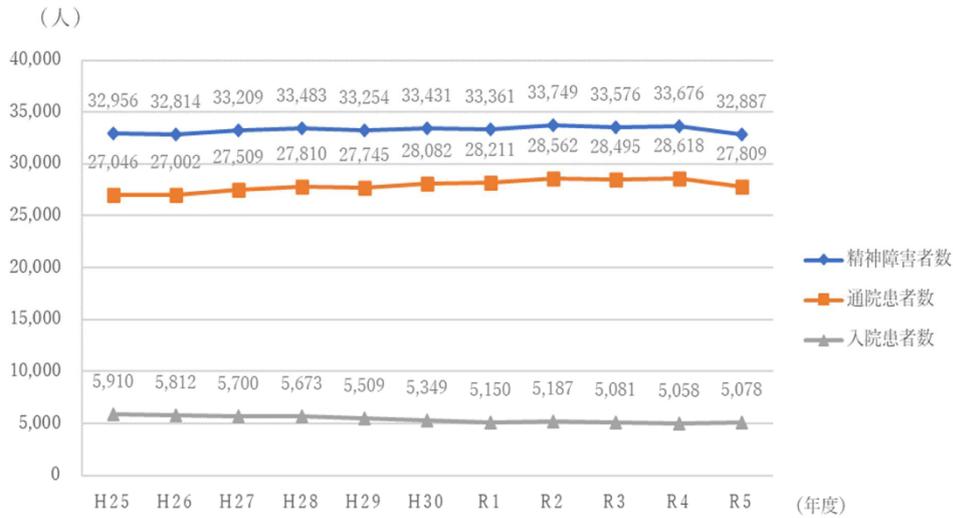
出典：新潟県障害者計画

図6 知的障害者数の推移



出典：新潟県障害者計画

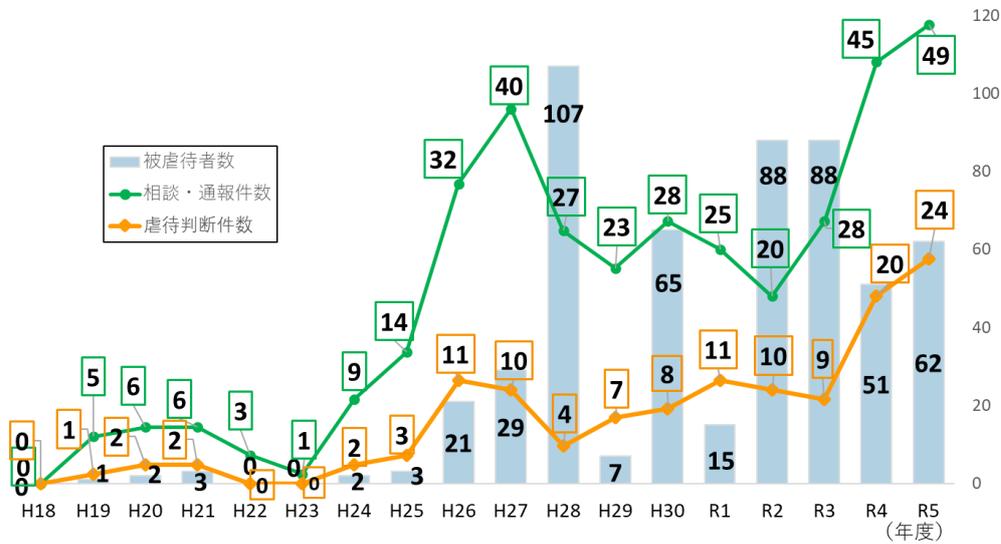
図7 精神障害者数の推移



出典：新潟県障害者計画

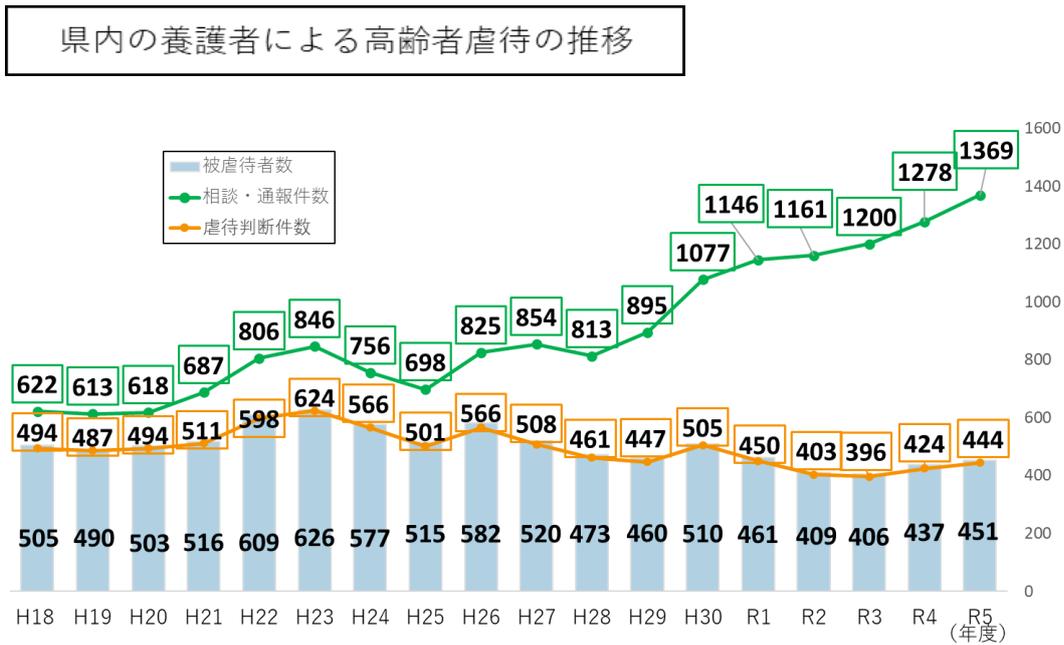
図8-1 高齢者虐待の推移

県内の養介護施設等における高齢者虐待の推移



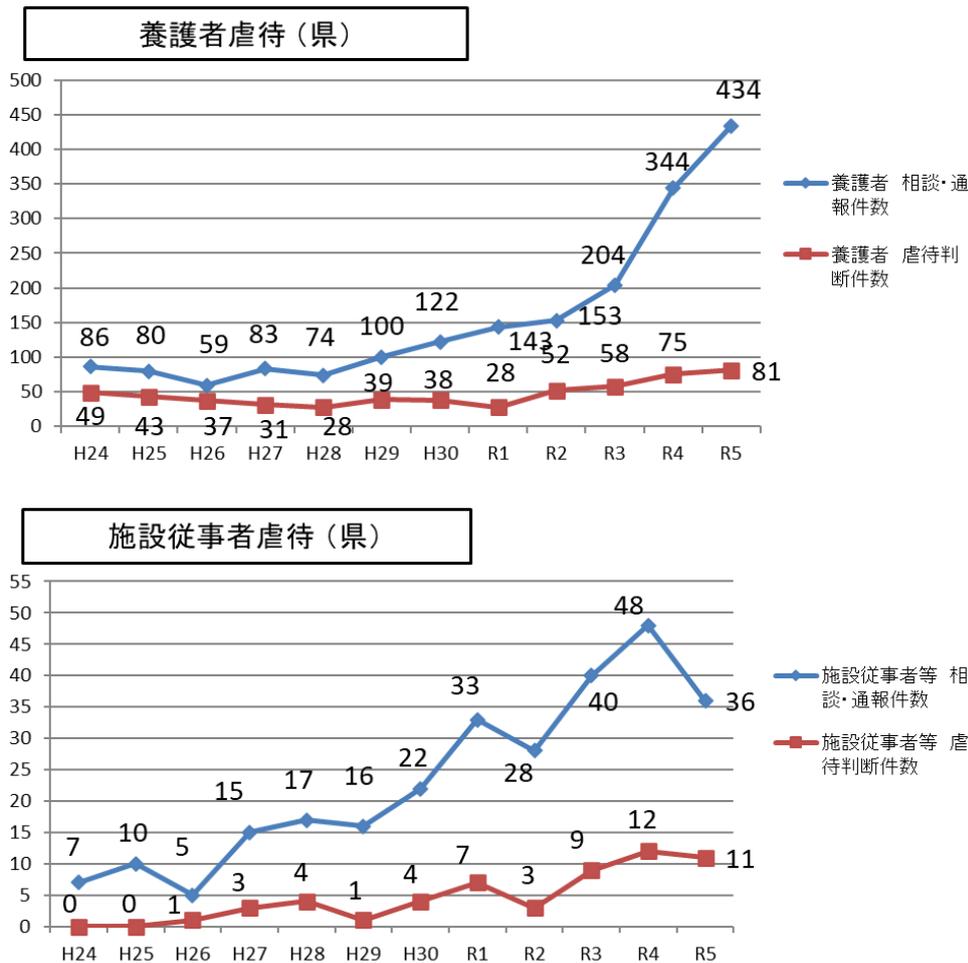
出典：県高齢福祉保健課資料

図8-2 高齢者虐待の推移



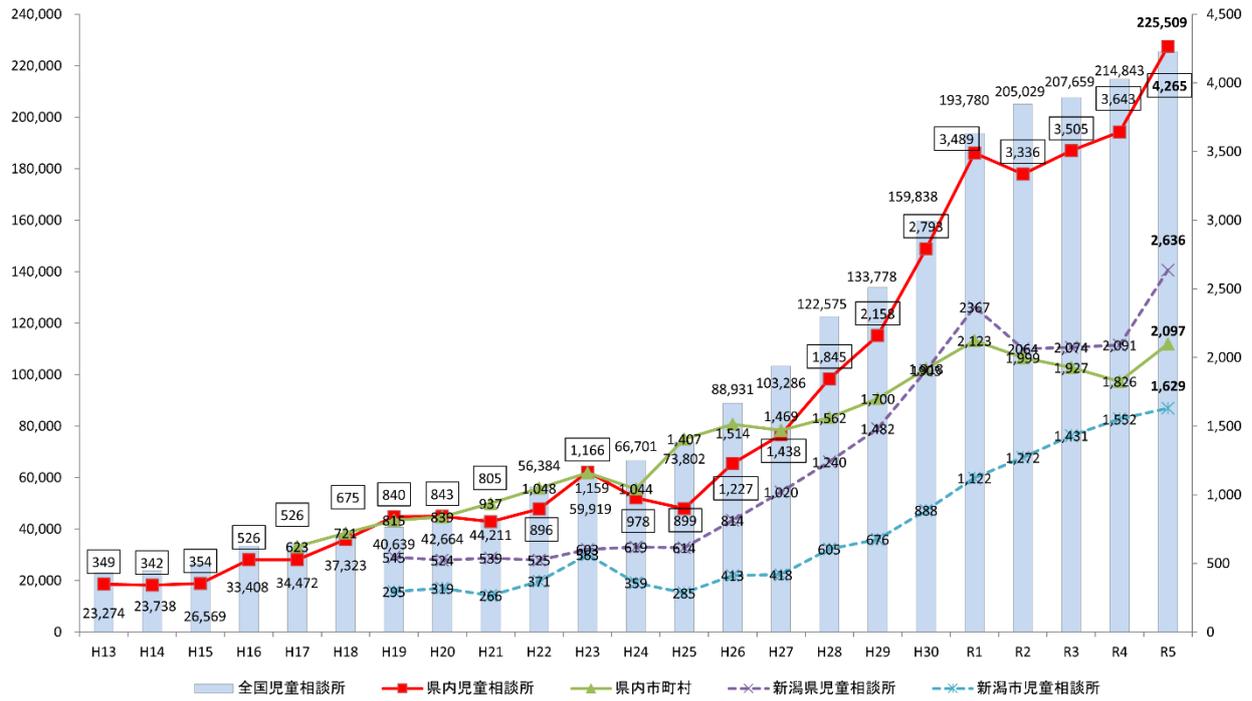
出典：県高齢福祉保健課資料

図9 障害者虐待の件数の推移



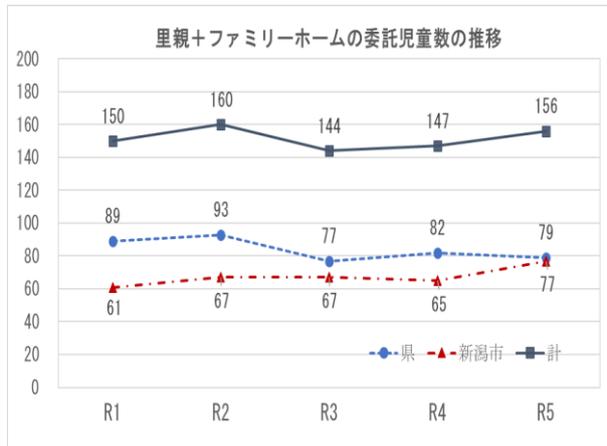
出典：厚生労働省調査「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」

図 10 児童虐待の件数の推移

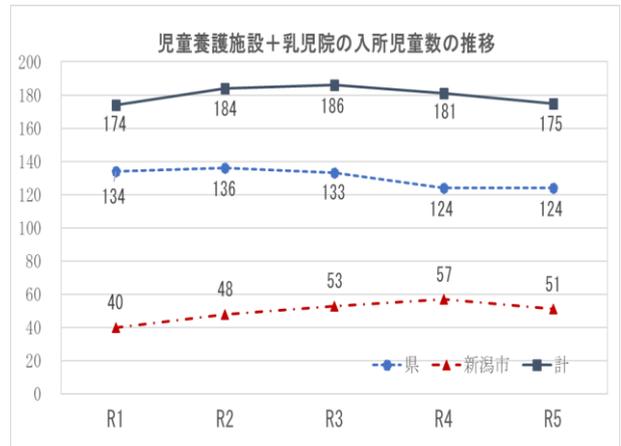


出典：県子ども家庭課資料

図 11 要保護児童者数等の推移



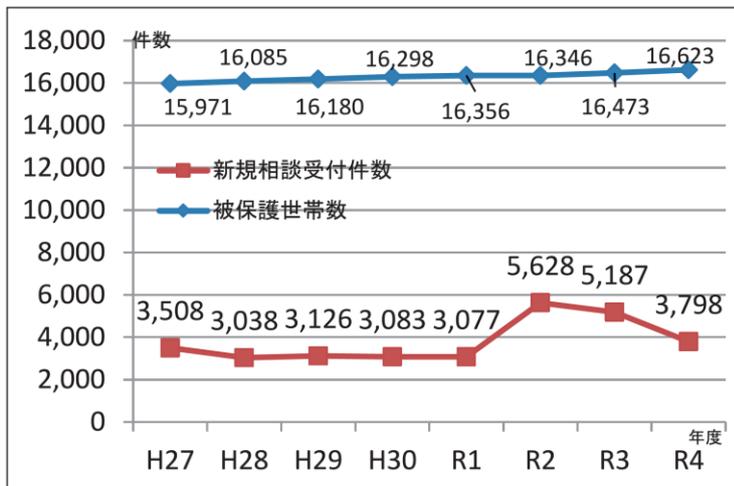
(各年度末現在)



(各年度末現在)

出典：県子ども家庭課資料

図 12 県内の被保護世帯数と生活困窮者新規相談



出典：新潟県総合計画

(2) ひとり親世帯の状況

令和2年度の県内のひとり親世帯数は、母子世帯が9,016世帯、父子世帯が1,005世帯となり、平成27年度と比べ減少しています(表4)。

表4 ひとり親世帯数の推移 単位：世帯

母子世帯	H17	H22	H27	R2	R2-H27
新潟県	9,927	10,364	10,538	9,016	▲ 1,522
全国	749,048	755,972	754,724	646,809	▲ 107,915
父子世帯	H17	H22	H27	R2	R2-H27
新潟県	1,110	1,148	1,142	1,005	▲ 137
全国	92,285	88,689	84,003	74,481	▲ 9,522

出典：総務省「令和2年度国勢調査」

### (3) こどもの貧困の状況

全国のこどもの相対的貧困率は、令和3年度に15.4%となり、近年は横ばいとなっています。一方、大人が一人の世帯の貧困率は44.5%となり、大人が二人以上の世帯と比べ、高い水準となっています(表5)。

**表5 全国の貧困率の状況**

	平成24年	平成27年	平成30年 (※5)	令和3年
相対的貧困率(※1)	16.1%	15.6%	15.7%	15.4%
こどもの貧困率(※2)	16.3%	13.9%	14.0%	11.5%
こどもがいる現役世帯の 貧困率(※3)	15.1%	12.9%	13.1%	10.6%
	大人(※4)が1人	54.6%	50.8%	48.3%
	大人が2人以上	12.4%	10.7%	11.2%
貧困線	122万円	122万円	124万円	127万円

※1 「相対的貧困率」は、貧困線に満たない世帯員の割合

※2 「こどもの貧困率」は、こども(※4)全体に占める貧困線に満たないこどもの割合

※3 「こどもがいる現役世帯の貧困率」は、現役世帯(※4)に属する世帯全員に占める、貧困線に満たない世帯の世帯員の割合

※4 「大人」とは、18歳以上の者、「こども」とは17歳以下の者をいい、「現役世帯」とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

※5 平成30年から新基準(従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」を差し引いたもの)による数値

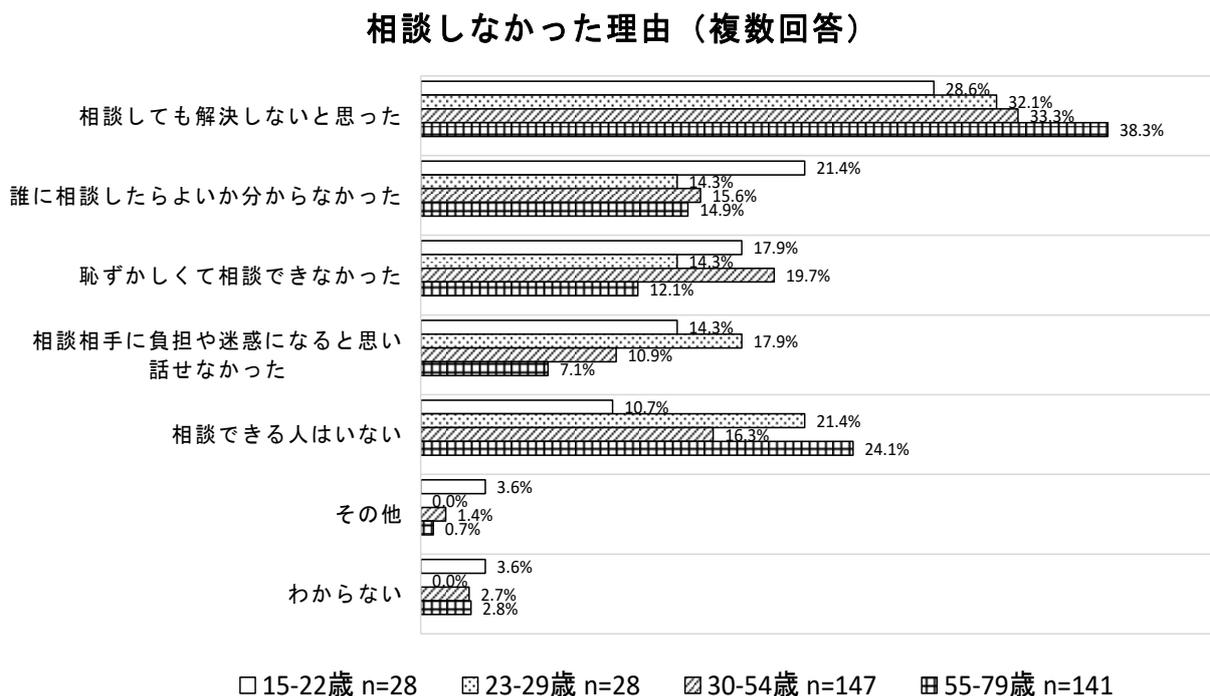
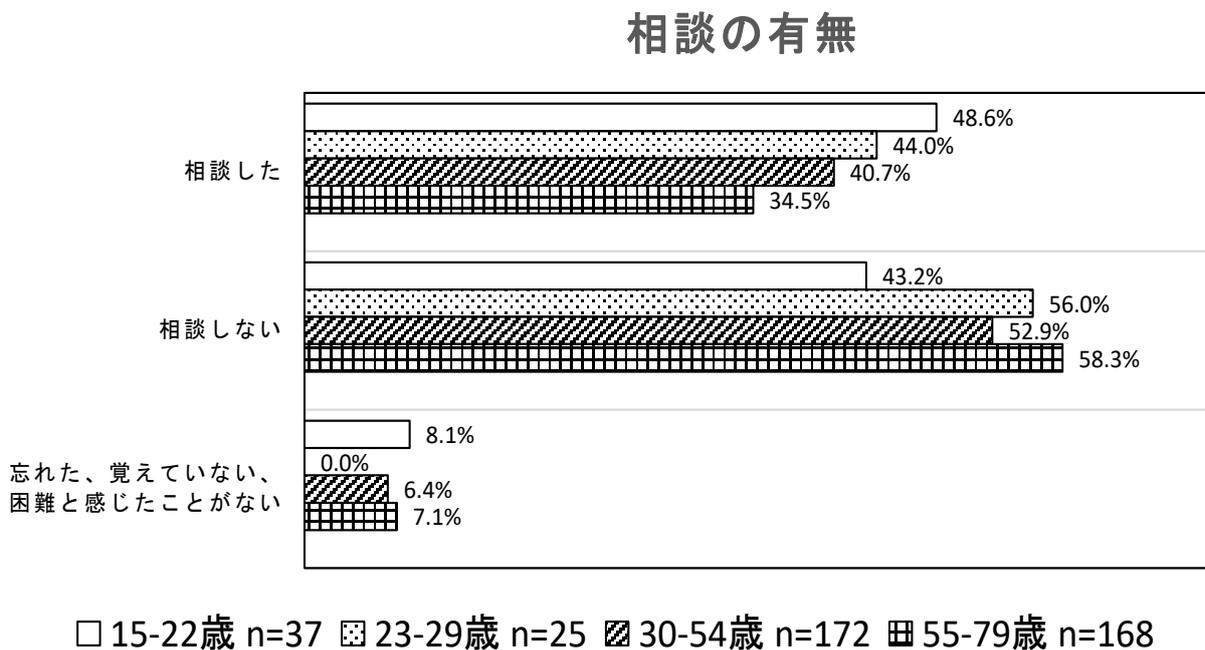
出典：総務省「令和2年度国勢調査」

### (4) 困難な問題を抱える女性の状況及び配偶者暴力相談センターの相談状況

県内在住の女性に対するアンケート(令和5年度実施)では、過去経験した困難な問題について相談しなかった人の割合は、15-22歳の年齢区分では半数近く、それ以外の年齢区分で半数を超えており、その理由が「相談しても解決しないと思った」「相談できる人はいない」「誰に相談してよいのかわからない」等の回答がありました(図13)。

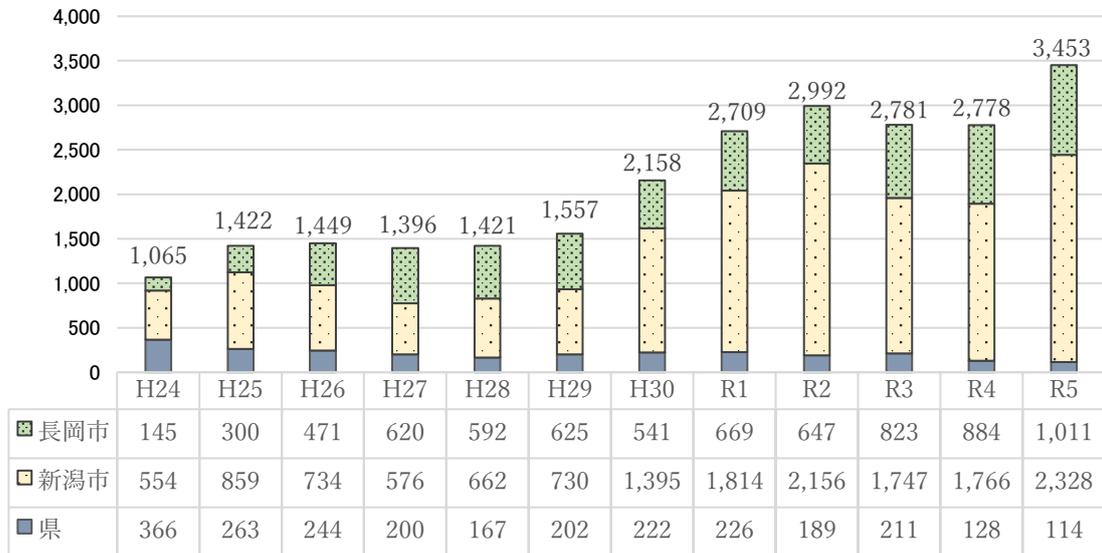
また、配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、令和5年度は県内で3,453件ありました(図14)。

図 13 困難な問題を抱える女性に関する県民の意識



出典：令和5年度 県「困難な問題を抱える女性に関する意識調査の結果について」

図 14 配偶者暴力相談支援センターの相談状況



出典：内閣府男女共同参画局調べ

### (5) ヤングケアラーの状況

ヤングケアラーとは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」のことを指しており、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされています。

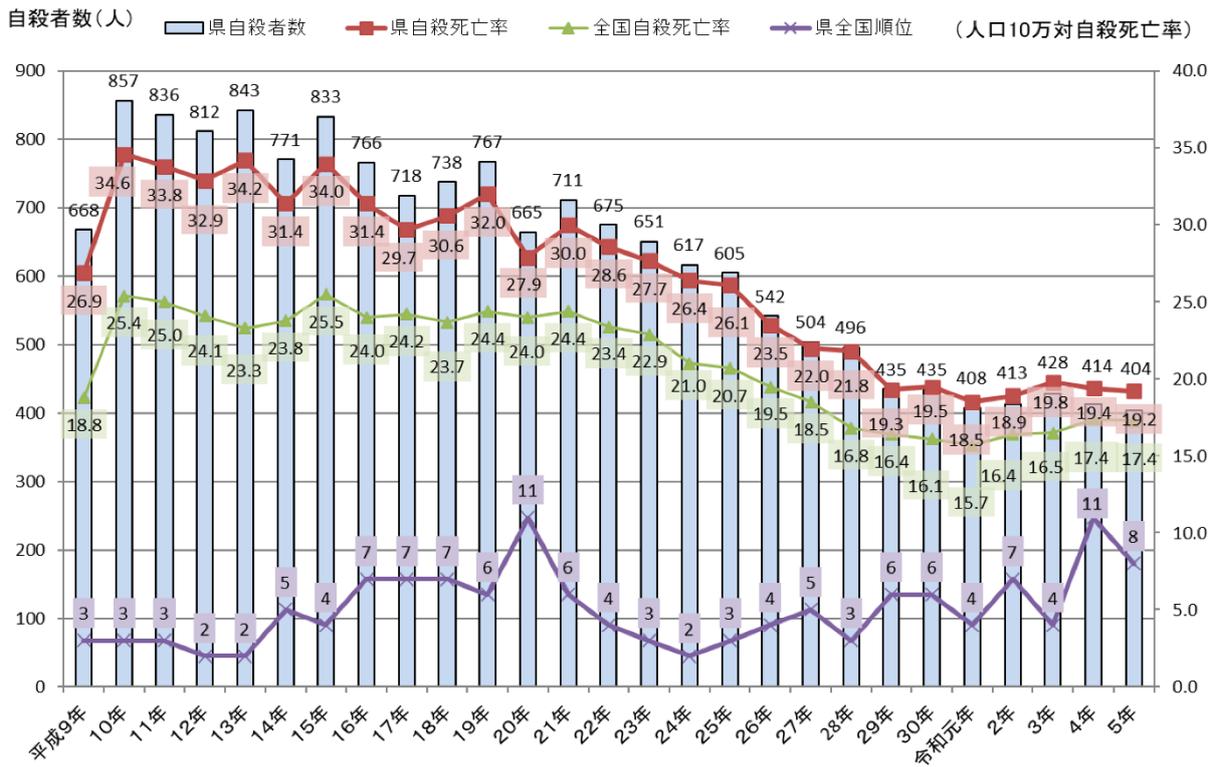
県が令和3年度に実施したヤングケアラー実態調査によると、ヤングケアラーと思われるこどもの割合は、中学2年で1.15%(全国1.78%)、高校2年で0.77%(全国1.31%)という結果でした。

関係機関への聞き取り調査では、「こども自身や関係機関がヤングケアラーについて知ることや相談できる窓口が必要」という声が多く挙げられています。

### (6) 自殺者の状況

新潟県では、昭和60年度から全国に先駆けて様々な自殺対策に取り組んできました。これらの対策を行ってきたこともあり、本県の自殺者数は、減少傾向にはありますが、依然として400人を超える方々が、毎年自殺で亡くなられており、人口10万人あたりの自殺死亡率は、全国と比較して高い状況が長く続いています(図15)。

図 15 自殺者数・自殺死亡率の経年推移



出典：新潟県自殺対策計画

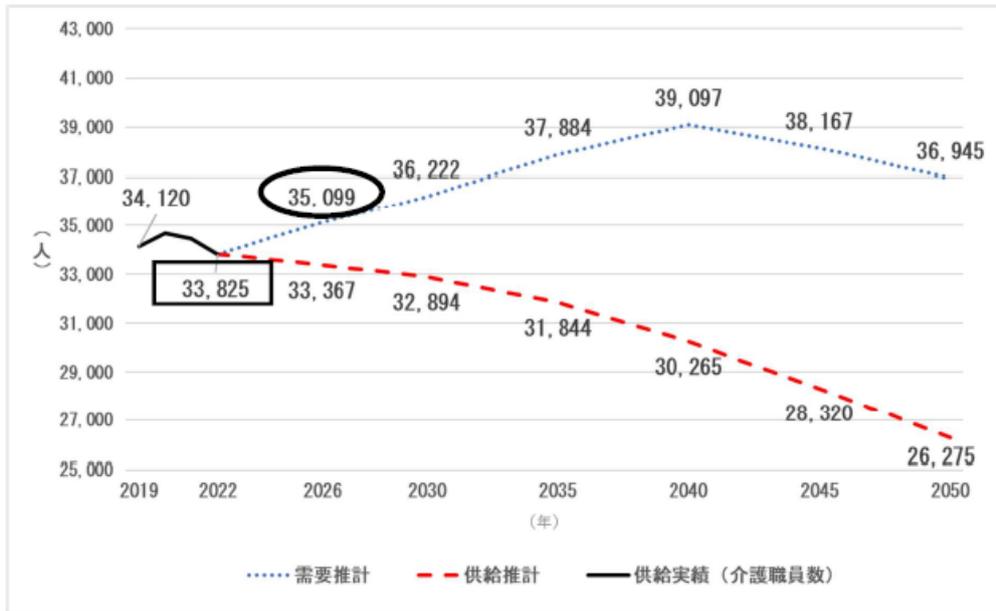
### (7) 福祉サービスを支える人材の状況

令和5年度に策定された「第9期新潟県高齢者保健福祉計画」における本県の介護職員数の試算では、令和4（2022）年の介護職員数 33,825 人に対し、計画の終期である令和8（2026）年に必要となる介護職員数は 35,099 人となり、年間約 320 人ずつ増加させる必要があります（図 16）。

児童に関する状況では、県内保育士有効求人倍率は上昇傾向にあり、令和6年には 2.37 倍となっています（図 17）。

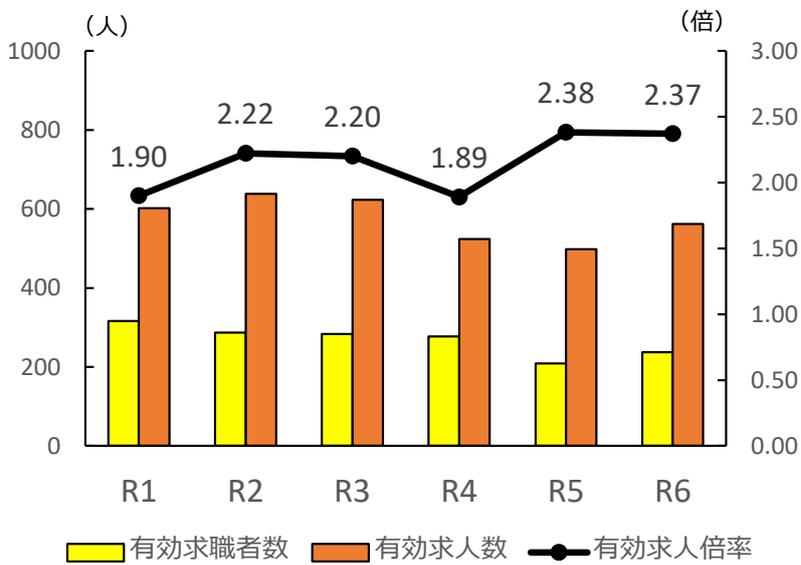
また、民生委員・児童委員については、働くシニア層の増加等を背景に担い手不足の状況にあり、令和元年の一斉改選時と比べると令和4年の一斉改選時では、充足率が低下しています（表 6）。

図 16 介護人材の需給推計（常勤換算）



出典：県高齢保健福祉課資料

図 17 県内保育士有効求人倍率



※有効求職者数、有効求人数は月平均

出典：新潟労働局「保育士の求人・求職状況（常用＋常用パート）」

**表6 民生委員・児童委員の一斉改選時充足率（委嘱/定数）の推移**

	平成28年12月	令和元年12月	令和4年12月
新潟県	95.2%	96.1%（+0.9%）	94.3%（▲1.8%）
全国平均	96.3%	95.2%（▲1.1%）	93.7%（▲1.5%）

※新潟市除く。

※主任児童委員含む。

出典：厚生労働省ホームページ

## 4 市町村地域福祉計画の策定状況等

### (1) 県内市町村における地域福祉計画の策定状況等について

#### ○地域福祉計画の策定状況

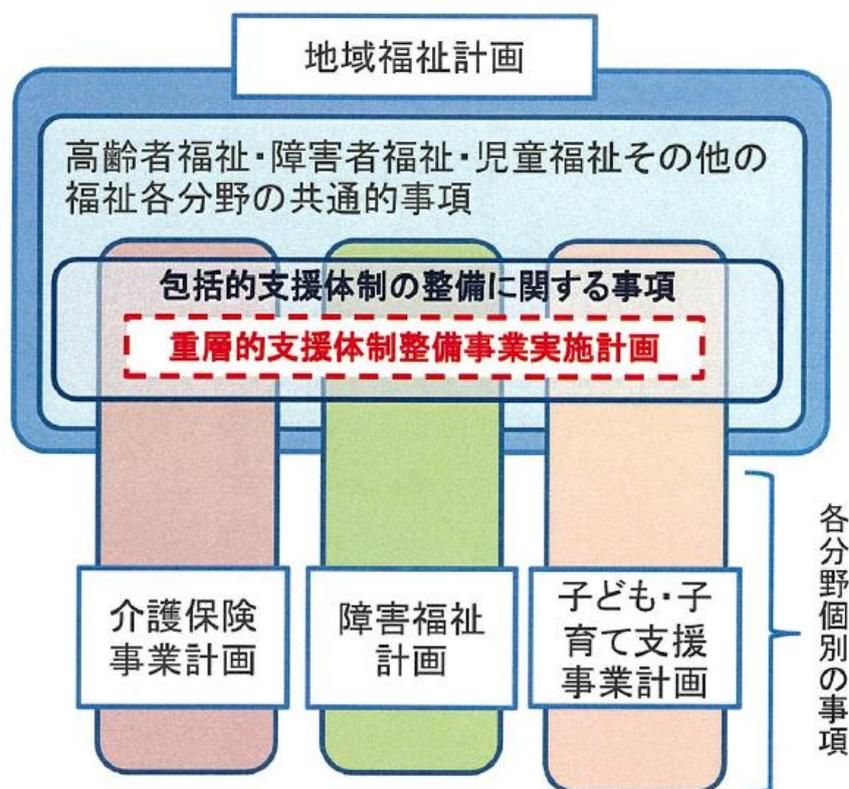
平成30年の「社会福祉法」の一部改正（平成30年4月施行）により、市町村地域福祉計画を策定することが努力義務として規定されました。

県が令和7年度に実施した「地域福祉計画の策定状況に関する調査」によると、地域福祉計画を策定している市町村は30市町村中22市町村（県内市町村の73.3%。全国の市町村の令和6年度の策定割合は87.5%。）でした。策定していない8市町村のうち、「具体的に策定する目途が立っている」と回答した市町村が1市町村、「策定する方針はあるがいつから取りかかるか未定」と回答した市町村は7市町村でした。策定していない理由としては、人材不足やノウハウ不足等がありました。

#### ○生活困窮者自立支援制度の取組状況

国の方針において、生活困窮者自立支援制度<sup>(注3)</sup>は、市町村地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であるとされていますが、国が令和6年度に実施した「地域福祉計画策定状況等調査」によると、生活困窮者自立支援施策を「地域福祉計画に盛り込んだ」と回答した市町村は、地域福祉計画を策定している22市町村のうち、16市町村でした。

#### 市町村地域福祉計画の位置付け



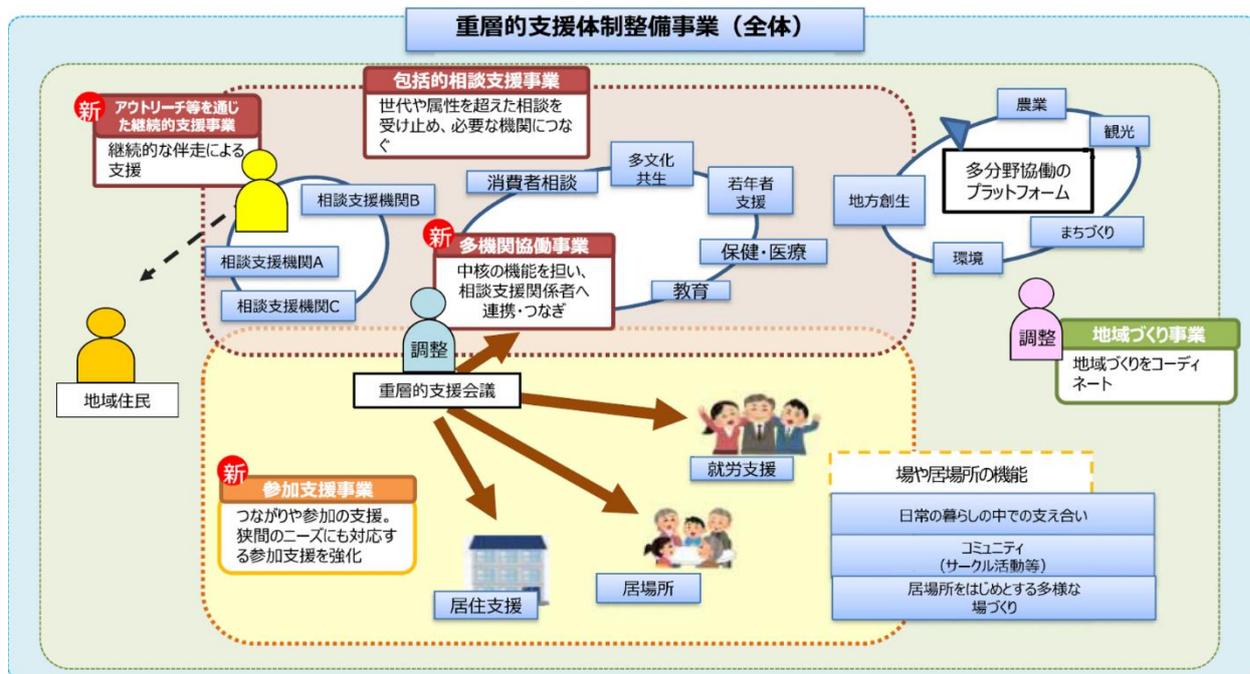
出典：厚生労働省ホームページ

<sup>(注3)</sup> 生活に困っている人の相談を受け付け、一人一人の状況に合わせて、仕事の支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援などさまざまな支援を提供する制度。

## (2) 県内市町村における包括的な支援体制の整備状況について

県が令和7年度に実施した「包括的な支援体制の整備状況に関する調査」によると、包括的な支援体制の構築（「重層的支援体制整備事業」の実施を含む）をしていないと回答した市町村は30市町村中18市町村でした。そのうち、包括的な支援体制の整備に向けた考えについて、「具体的な検討は行っていない」と回答した市町村は12市町村、「現在行っている取組で十分」と回答した市町村は6市町村でした。

重層的支援体制整備事業のイメージ図



出典：厚生労働省ホームページ

## 5 各分野における最近の制度改正の状況等

### (1) 社会福祉関係

- 令和2年の「社会福祉法」改正（令和3年4月施行）において、第4条第1項に「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。」と新たに規定されました。

また、同法において、市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を求められており、その手法の一つとして「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

### (2) 社会福祉法人関係

- 平成28年の「社会福祉法」改正（平成28年4月施行）において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。これを踏まえ、社会福祉法人は自らが行う事業の利用者の福祉ニーズに対応することのみならず、既存の制度等では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、様々な地域生活課題に対する公益的な取組を実施することが求められています。

- 令和2年の「社会福祉法」改正（令和4年4月施行）において、「社会福祉連携推進法人制度」が創設されました。

2つ以上の社会福祉法人等が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通して、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進することができる内容となっています。

### (3) 孤独・孤立対策関係

- 社会や地域とのつながりの希薄化による孤独・孤立の問題が懸念されていることから、令和5年に制定された「孤独・孤立対策推進法」（令和6年4月施行）において、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指すという基本理念が示されました。

同法において、地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを構築するよう努めるとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会<sup>(注4)</sup>を置くよう努めることとされています。

### (4) 防災対策関係

- 令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、令和7年に「災害対策基本法」等が改正（令和7年6月施行）され、避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置として、新たに福祉サービスの提供及び情報の提供を講ずることが規定されました。

<sup>(注4)</sup> 地方公共団体が設置する、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援に関係する機関及び団体、支援に関係する職位に従事する者その他の関係者により構成される協議会。

ここでいう「福祉サービス」とは、避難生活において配慮を必要とするあらゆる者に対して行われる福祉サービス全般を含む概念とされています。

例えば、被災市町村の保健、福祉関係職員による巡回のほか、DWA T<sup>(注5)</sup>による在宅・車中泊避難者を含む要配慮者への福祉的支援が想定されます。

#### (5) 高齢福祉分野

- 令和5年の「介護保険法」改正（令和6年4月施行）において、地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図ることが盛り込まれました。介護予防支援や「総合相談支援事業」などを、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら実施することを可能にする内容となっています。
- 令和5年6月に制定された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和6年1月施行）において、国と地方公共団体は、「認知症の人を含めた一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現の推進」という目的に向け、基本理念にのっとり各種の認知症施策を策定し実施する責務を有することが明記されました。

#### (6) 障害福祉分野

- 令和3年5月に、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付ける「障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正（令和6年4月施行）が行われ、同年6月には、医療的ケア児<sup>(注6)</sup>等に関する相談体制の整備や情報共有の促進、支援を行う人材の確保等の必要性を規定した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定（令和3年9月施行）されました。
- 令和4年5月に制定された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）（令和4年5月施行）において、障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする、障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする等の理念が規定されました。

#### (7) こども・子育て分野など

- こどもや若者などが自分らしく健やかに幸せに成長できるように、社会全体で支えていくことが重要であるとして、大人が中心になっていたこの国や社会のかたちを「こどもまんなか」へと変えていく司令塔として、令和5年4月に「こども家庭庁」が新たに設置されました。  
また、「こどもの権利条約」を遵守し、こども施策を総合的に推進するための「こども基本法」が制定（令和5年4月施行）され、この中では、国や地方公共団

---

(注5) 要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」のことをいう。各都道府県において組成される。

(注6) 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童。

体に対し、こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることが求められています。

- 家庭内暴力（DV）や性被害、貧困など様々な問題を抱える女性への支援を強化することを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月施行）が制定されました。都道府県に対して「女性相談支援センター<sup>(注7)</sup>」の設置を義務づけているほか、自治体は民間団体と協働しての居場所の提供などの取組みを通して、問題を抱えながらSOSを出せずにいる女性の早期の把握や相談対応、支援に繋げるといったことが盛り込まれました。

## （8）生活困窮者支援分野

- 令和6年に「生活保護法」及び「生活困窮者自立支援法」の改正（令和7年4月施行）が行われ、生活保護制度では、高等学校等を卒業後に就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給するほか、生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組み（特定被保護者対象事業による支援）が創設される等の内容となっています。
- 生活困窮者自立支援制度では、住居確保給付金において、より低廉な家賃の住宅への転居費用の支給が可能となったほか、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う支援会議<sup>(注8)</sup>の設置が自治体の努力義務となりました。

---

<sup>(注7)</sup> 困難な問題を抱える女性の様々な悩みに関する相談に応じるとともに、女性の抱える問題や状況に応じた様々な支援を行うために都道府県が設置する機関。

<sup>(注8)</sup> 「生活困窮者自立支援法」に基づき、関係機関から構成される会議で実施主体（県又は各市）が設置する。会議では、構成員に守秘義務を課し、各構成員が保有している生活困窮者の情報を共有し、早期の支援につなげることが期待されている。